はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ防止対策推進法の施行を受け、第 13 条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめとは

【定義】「いじめ」とは、本校の生徒に対し、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的 又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、これら の行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題への基本的な考え方

いじめの見逃し「O」、未対応「O」を掲げて、全教職員で組織的に対応する。

いじめは、どの学校にも起こり得るという認識の下、学校は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決するよう、組織的(SC 含む)に対応する。

- ◆ いじめに関する生徒の理解を深める。
- ◆ いじめられた生徒を守り通す。
- ◆ いじめの解決やいじめの未然防止の生徒の取組を支える。
- ◆ 教職員一丸となって速やかに対応する。
- ◆ 保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

3 いじめの未然防止

《学校全体》

- ・全校集会等で校長がいじめの問題について触れ、全職員が「いじめは人間として絶対に許されない」と の意識を常にもち、学校全体にいじめを許さない雰囲気を醸成する。
- ・全教育活動を通じて、規範意識を醸成する。
- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、生徒の自己有用感が高められる場面や、困難 な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。
- ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、教職員間の共通理解を図り、実践力を高める。
- ・日ごろから、教師からあいさつをはじめとして生徒への言葉かけを行い、教師との信頼関係を築くとと もに、生徒の些細な変化をいち早くキャッチする。
- ・生徒がいつでも誰にでも相談できる校内体制の充実を図る。
- ・セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等でネット上でのいじめ防止のための啓発活動を行う。
- ・「いじめ問題」の解決に向け、学校・家庭・地域の連携の必要性を、学校便り、道徳授業地区公開講座、 学校評議員会等で情報の共有化を図り、理解と協力をお願いする。

《学級担任等》

- ・「いじめは絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成するために日常の生徒の様子を観察すると ともに、記録をとる等の事実の積み重ねをする。
- ・生徒一人ひとりが学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を築く。
- ・学級のルールの必要性を理解させ、ルールを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成に努める。
- ・生徒の学習意欲を高めることで目標をもった学校生活につながることから、授業研究を充実し、生徒の「できた」「わかった」の実感を伴った指導の充実に努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

4 早期発見のための措置

《学校全体》

- ・ 毎週、「学校いじめ対策委員会」を開催し、状況把握を行い、その対応方針を検討・決定していく。
- 毎月、いじめ及び家庭生活に関するアンケート調査を全校実施し、その結果を「校内いじめ対策委員 会で分析して、学校としての対応や取組を協議する。
- ・ 生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備し、保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口等について周知する。
- ・ 全教職員で、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さないようにするとともに、気付いたことを共有する場を設ける。(休み時間・放課後の生徒との雑談や行動観察、日記等を活用等)
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、保護者からも情報を収集する。
- 5 いじめに対する措置(※別紙:「組織的ないじめ対応の流れ」と連動)

〇 早期対応

校務分掌に「学校いじめ対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

- ① 「いじめ対策委員会」に情報を集め、対応を判断する
- いじめの情報を受けたときは、「いじめ対策委員会」が迅速かつ正確な情報把握に努める。
- ・ 把握した情報に基づき、教職員の役割分担を明確にして、対応方針を決定する。
- ② 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への指導・支援体制を組む
- 被害生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケアを行う。
- ・ 加害生徒に対する組織的・継続的な観察や指導を行う。
- いじめを報告した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。
- ③ 教育委員会・関係機関との連携を進める
- ・ 「いじめ対策委員会」を通じて、昭島市教育委員会に報告し、情報を共有するとともに、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察関係者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- 「いじめ対策委員会」を通じて、教育相談室や警察署、児童相談所等関係諸機関と情報を共有し、 対応策を協議する。
- ④ 保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する
- ・ 家庭訪問(加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応)等により、迅速に事実関係 を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- PTAと連携したり、地域の方々に協力を依頼したりする等の具体的な取組を通して、保護者に働きかけるとともに、多くの大人に見守られているという安心感を生徒に与える。

○ 重大事態への対処

- ・ 重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。
- ・ 昭島市教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会により、事実関係を明確にするための調査 や該当生徒、保護者等への対応等に当たる。

